

経済産業省

20260310貿局第4号
輸出注意事項2026第8号
経済産業省貿易経済安全保障局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年3月16日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後	現 行
<p>別紙第2</p> <p>適用除外品目は、以下のとおりとする。</p> <p>1 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント）未満である場合。</p> <p>ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。</p> <p>（1）輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定された場合又は確認された場合。（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環保企発第1808319号）<u>1-4②</u>に該当する場合は除く。）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>別紙第2</p> <p>適用除外品目は、以下のとおりとする。</p> <p>1 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント）未満である場合。</p> <p>ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。</p> <p>（1）輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定された場合又は確認された場合。（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環保企発第1808319号）<u>3-4</u>に該当する場合は除く。）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>2 （略）</p>